

地域安全ニュース

2024年 秋号

山武警察署管内
防犯協会連合会

☎0475(82)0110

～秋のこどもまんなか月間(11月)～

～オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン～

児童虐待の疑いがあるとして警察から児童相談所へ通告された児童数は増加傾向が続いています。子供の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待は社会全体でかわかり、解決していくべき問題です。

児童虐待かもと思ったら、直ぐに下記へ連絡しましょう。

あなたからの1本の電話で救われる子供がいます。

- 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189(いちはやく)
※24時間対応で、お近くの児童相談所につながります。
- 千葉県子ども・家庭110番 ☎ 043-252-1152
※24時間対応で、千葉県中央児童相談所につながります。
- 千葉県警察少年センターヤング・テレホン ☎ 0120-783-497(なやみよくなる)
- 緊急の場合には、110番を!!

児童虐待には、以下のような行為があります。

● 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴力を加えること。

● 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

● ネグレクト

児童の心身の正常な発育を妨げるような著しい減食、長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

● 心理的虐待

児童に対する著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。

